

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程</b> (平成16年達示第83号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(休日)</p> <p>第13条 教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし休日は勤務日とするが、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号及び第4号において「祝日法による休日」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（祝日法による休日を除く。）（夏季一斉休業日）</u></p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 年次休暇 (年次休暇の日数)</p> <p>第21条 年次休暇は、一の年ごと（1月1日から12月31日までの1暦年）における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年の中途において、新たに教職員となった者 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第4の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）</p> <p>(3) 当該年において新たに行政執行法人の職員、国家公務員（特別職に属する者を含む。）、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員（以下この条において「国等の職員」という。）となった者で、引き続き教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</p> <p>(4) 当該年の前年において国等の職員であつた者</p>	<p>(休日)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「祝日法による休日」という。）</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第2節 年次休暇 (年次休暇の日数)</p> <p>第21条 年次休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の事業年度において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 当該事業年度の中途において、新たに教職員となった者 その者の当該事業年度における在職期間に応じ、別表第4の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）</p> <p>(3) 当該事業年度において新たに行政執行法人の職員、国家公務員（特別職に属する者を含む。）、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員（以下この条において「国等の職員」という。）となった者で、引き続き教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</p> <p>(4) 当該事業年度の前事業年度において国等の職</p>

であって引き続き当該年に新たに教職員となったもの又は当該年の前年において教職員であった者であって引き続き当該年に国等の職員となり引き続き再び教職員となったもの 国等の職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

（年次休暇の手続）

第22条 年次休暇は、教職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該教職員の有する年次休暇日数のうち5日（教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除した日数）を超えない範囲の日数について、大学が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

3 年次休暇を取得しようとする教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届出をしなければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届出することができなかつた場合には、その事由を付して事後において届出をしなければならない。

（中略）

第4節 特別休暇

（特別休暇の事由及び期間）

員であった者であって引き続き当該事業年度に新たに教職員となったもの又は当該事業年度の前事業年度において教職員であった者であって引き続き当該事業年度に国等の職員となり引き続き再び教職員となったもの 国等の職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該事業年度の前事業年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

（年次休暇の手続）

第22条（同左）

2 前項の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づく労使協定の定めるところにより年次休暇を計画的に与えることとした場合は、当該協定の定めるところにより年次休暇を与えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該教職員の有する年次休暇日数のうち5日（教職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除した日数）を超えない範囲の日数について、大学が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

4 第2項に定める場合を除き、年次休暇を取得しようとする教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届出をしなければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届出することができなかつた場合には、その事由を付して事後において届出をしなければならない。

第4節 特別休暇

（特別休暇の事由及び期間）

<p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年</u>において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間</p> <p>(11) 教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年</u>において当該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年の6月から12月までの期間</u>における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(18) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき <u>一の年</u>において5日の範囲内の期間 ア～ウ (略)</p> <p>(19) 40歳又は50歳に達した教職員が職業生活の節目において心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該年齢に達した日から1年を経過する日までの間（当該期間中に国立大学法人京都大学教職員出向規程（平成16年達示第76号）第2条に規定する在籍出向に係る期間がある場合は当該期間を考慮して別に定める期間）における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(20) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>一の年</u>において5日（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>	<p>第27条 } (同左)</p> <p>(1)～(9) }</p> <p>(10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の事業年度</u>において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間</p> <p>(11) 教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の事業年度</u>において当該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間</p> <p>(12)・(13) (同左)</p> <p>(14) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の事業年度の6月から12月までの期間</u>における、週休日、休日、代休日及び<u>第22条第2項の規定による年次休暇を取得する日</u>を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(17) (同左)</p> <p>(18) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき <u>一の事業年度</u>において5日の範囲内の期間 ア～ウ (同左)</p> <p>(19) 40歳又は50歳に達した教職員が職業生活の節目において心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該年齢に達した日から1年を経過する日までの間（当該期間中に国立大学法人京都大学教職員出向規程（平成16年達示第76号）第2条に規定する在籍出向に係る期間がある場合は当該期間を考慮して別に定める期間）における週休日、休日、代休日及び<u>第22条第2項の規定による年次休暇を取得する日</u>を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(20) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>一の事業年度</u>において5日（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
---	--

(中 略)

(特別休暇の単位)

第29条 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第27条第5号及び第6号に該当する場合には、1日を単位とする。

(後 略)

#### 国立大学法人京都大学教職員給与規程

(平成16年達示第83号)

(前 略)

(給与の支給日及び支給方法)

第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日(夏季一斉休業日を除く。)に当たるときは翌日を支給日とする。

2～5 (略)

(中 略)

(休日給)

第24条 勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「祝日法による休日等」という。)(勤務時間等規程第11条、第16条又は第17条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第12条、第16条及び第17条の規定

(21) 教職員が、ワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において3日の範囲内の期間

(特別休暇の単位)

第29条 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第27条第5号、第6号及び第21号に該当する場合には、1日を単位とする。

附 則 (令和4年達示第75号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程第21条第2項の規定にかかわらず、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に付与された年次休暇については、40日を限度として令和6年3月31日まで繰り越すことができる。

3 前項により繰り越した年次休暇のうち、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に付与された年次休暇については、20日を限度として令和7年3月31日まで繰り越すことができる。

(給与の支給日及び支給方法)

第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。

2～5 (同 左)

(休日給)

第24条 勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「祝日法による休日等」という。)(勤務時間等規程第11条、第16条又は第17条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第12条、第16条及び第17条の規定

に基づく週休日に当たるときは、別に定める日)、勤務時間等規程第13条第2号に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「年末年始の休日等」という。)、勤務時間等規程第13条第3号に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「創立記念日等」という。)及び勤務時間等規程第13条第4号に規定する夏季一斉休業日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「夏季一斉休業日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。

(中 略)

(給与の減額)

第37条 教職員が勤務しないときは、祝日法による休日等、年末年始の休日等、創立記念日等又は夏季一斉休業日等である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等及び就業規則第58条による就業禁止期間並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(後 略)

に基づく週休日に当たるときは、別に定める日)、勤務時間等規程第13条第2号に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「年末年始の休日等」という。)及び勤務時間等規程第13条第3号に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「創立記念日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。

(給与の減額)

第37条 教職員が勤務しないときは、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は創立記念日等である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等及び就業規則第58条による就業禁止期間並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

附 則(令和4年達示第75号) 抄  
(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。